

平成 27 年度 第 1 回海老名市環境審議会議結果

日 時：平成 27 年 6 月 19 日（金） 10:00～11:30

場 所：市役所 3 階 政策審議室

出席者：委 員：木下会長、市川副会長、石原委員、伊藤委員、澤地委員、須藤委員、
長嶋委員、半谷委員、村山委員、森島委員、八木委員
計 11 名

事 務 局：経済環境部 神部部長、小山次長

環境みどり課 小林課長

環境政策係：本木係長、和田主任主事

諮問案件：環境保全係：松本係長、内田主査、井上主事

傍聴者：なし

1 開会（進行） 課長

2 委嘱状交付

3 市長あいさつ

本日は大変お忙しいところ環境審議会にお集まりいただきありがとうございます。

今回 12 名の方に本審議会の委員をお願いします。2 年間よろしくをお願いします。

6 月は環境月間という事で、6 月 2 日～11 日に環境展、13 日には環境講演会を開催しました。環境講演会は、定員 200 名のところ、300 名を超える方から応募があり、皆さんの環境への意識の高さを感じました。

本日は水素燃料電池自動車への試乗も行います。県内にはまだ 3 台しかない車で、出来れば高速道路も走っていただきたいところではありますが…

今後とも皆様のより一層のご協力をお願いします。

4 自己紹介

5 正・副会長選出

6 会長あいさつ

2 期目の就任となります。よろしくをお願いします。

環境の事も考え、市と県の補助を受けて太陽光発電を数年前に設置しました。売電をしておりますが、元を取るにはまだまだ時間がかかりそうです。

本日はよろしくをお願いします。

事務局：[委員過半数出席により会議成立を報告]

傍聴を希望される方はおりませんでした。

7 諮問

———— 内野市長から審議会に諮問 ————

8 概要説明

環境みどり課の事業概要と予算について

環境審議会について

自然緑地保全区域・自然緑地保存樹木等について

9 議事（海老名市環境審議会条例第7条第1項に基づき会長が議長となる。）

諮問事項 自然緑地保全区域の解除について（2件）

環境みどり課環境保全係より資料に基づき詳細説明。

委員： 自然緑地保全区域No.105について、環境審議会の審議前に伐採してしまった事への罰則はないのか。

環境みどり課： 罰則はない。解除願いが提出された際に、環境審議会に諮り、解除の告示をするまで伐採しないように伝えたのだが…。

委員： 自然緑地保全区域のNo.73は資材置き場の延長とのことだが、当該地は相模横山九里の土手であり、相模川の河岸段丘で出来た有効な斜面緑地である。その緑地を保存してもらう事を目的に指定してきたのだろう。斜面緑地は、面積が少ない割には緑が繁茂する場所である。解除はとても残念である。

相模横山九里の土手を崩して資材置き場にされている。またそれが広がると環境には良くない。それを止められないのは歯がゆい。緑は市民の財産である。地権者に協力いただき、いつまでも緑豊かであるようお願いしたい。

市の税金を投入した効果が見えるようになると良いが。方策を考える必要がある。要望として聞いていただきたい。

環境みどり課： 解除願いが提出された場合には、出来ればそれを保全していただきたいとお願しているが、現在、海老名は開発の圧力が強く、また、地権者の経済的な事情もあることから、それを止めるのはなかなか難しい。ただし、担当が現場回りをしている際に適当な緑地等があれば、所有者

に声かけをしている。約束は出来ないが、今年度新たな自然緑地保全区域等の指定について諮問できるかもしれない。

委員 : 解除した場合、今年度の奨励金はどうなるのか？自然緑地保全区域No.105は維持管理の伐採ではないと思われるが、切られているにも関わらず奨励金が出るのか。

環境みどり課 : 抜根まではしていない。(4月～9月に解除したものは)半期分となる。

委員 : 自然緑地保全区域の中に、自然緑地保存樹木はあるのか？

環境みどり課 : 自然緑地保全区域の中にはない。

委員 : 民間事業者等は、開発時に市から緑化率などを求められるが、市として目標値を持っているのか。海老名の緑をどう維持していくのか。

環境みどり課 : 緑の基本計画では、市全体面積に対し、平成29年に約19%、平成39年に23%を目標値としている。

委員 : 緑はだんだん減っていくので、数値は逆ではないか。

環境みどり課 : 数値には、将来的に設置予定の近隣公園や開発時に提供される公園等が含まれているため、このような目標値になっている。

委員 : 積極的に緑地化しないとみどりは増えない。えびなの森創造事業で12万5千本を植樹したように、他には何かないのか。未使用の市有地はないか。

環境みどり課 : 市で所有していた(活用していない)広い面積の土地は売却した。後は代替地として残している土地くらいしかない。

委員 : 自然緑地保全区域No.73について、災害時に危険である。保全する仕組みを作って踏み込まないといけない。そうしなければ、どんどん解除されて売られていく。

環境みどり課 : 東名高速道路から北側の市道1号線沿いの緑地は残してほしいと考えている。都市計画も含めて検討すべき事項である。

委員 : 埋まっており見えないが、東名高速道路の北側の相模横山九里の土手の辺りは、県が擁壁を作っているはずである(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、平成4年12月8日付け告示第1067号で指定された急傾斜地崩壊危険箇所(大谷地区:海老名市大谷南二丁目3501ほか。工事完了している))。

県も一緒に何とか対策が出来ないか、検討をお願いしたい。

環境みどり課 : 担当する危機管理課等とも情報を共有し、対応を検討したい。

議長： いろいろと意見がでましたが、自然緑地保全区域の解除について、全2件は原案通り了承することよろしいでしょうか。⇒了承
本件は、諮問事項でありますので答申をいたしますが、答申内容につきましては、「異論なし」ということで、案文については、会長と事務局に一任していただくことよろしいでしょうか。

委員： 異議無し

議長： 用意された議事についてはすべて終了しましたので、議事進行を事務局へお返しします。

10. その他

水素燃料電池自動車の説明、試乗

11. 閉会（副会長あいさつ）

2件の諮問事項につきまして、皆様のおかげで審議が出来ました。
どうもありがとうございました。これにて、終了とさせていただきます。

----- 散 会 -----